

大隈病院(介護予防)訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人大真会が開設する大隈病院(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーションの事業および指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院困難要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を努めることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 大隈病院
- ② 所在地 名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- ② 従業者

医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚療法士 1名以上

理学療法士、作業療法士および言語聴覚療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護(介護予防にあつては要支援者)の心身機能の向上を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用

者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施区域)

第 7 条 通常事業の実施地域は、次の名古屋市の中学校区とする。

- ①北区:若葉、大曾根、八王子、北陵
- ②東区:あずま、桜丘、矢田
- ③守山区:守山西

(利用料とその他の費用の額)

第 8 条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 第 7 条の通常の事業の実施地域を越えて行なう交通費については、事業所実施地域を越えた地点から自宅までの次の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費
3.5km 未満	600 円
3.5km 以上 4.5km 未満	700 円
4.5km 以上 5.5km 未満	800 円
5.5km 以上 6.5 未満	900 円
6.5km 以上 7.5km 未満	1000 円
以下 1km ますごとに 100 円を加算	
消費税は別途	

3 交通費の徴収に関しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応)

第 9 条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 10 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人大真会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30年3月1日から施行する。

本改訂は、平成31年4月1日から施行する。
本改訂は、平成31年6月1日から施行する。
本改定は、令和4年1月19日から施行する。
本改定は、令和6年1月1日から施行する。